

「割賦金算出のための書類提出のお願い」に関するQ&A

Q. 2020年に扶養されていたかどうか分かりません。

A1. 「扶養されていません」（自己申告書の1の欄）は、以下の場合に当てはまります。
ご奨学生本人様に収入があり、2020年中の所得が48万円（給与収入の場合は年収103万円）を超えていたなど、下記A2.①②のどちらにも該当しない場合。

A2. 「扶養されていました」（自己申告書の2の欄）は、以下の場合に当てはまります。

① 奨学生ご本人様のご家族のどなたかが、奨学生ご本人様を2020年分の年末調整や確定申告で扶養控除の対象としていた場合。

② 2020年分の年末調整や確定申告で奨学生ご本人様の配偶者が、奨学生ご本人様の所得（合計所得金額）が48万円以下であると申告していた場合。

※扶養されていたか不明な場合は、ご家族の方に、奨学生本人様を2020年分の住民税や所得税の控除対象として申告されていたかお尋ねください。

Q. なぜ扶養者の個人番号を提出する必要があるのですか。

A. 所得連動返還方式の所得に連動した返還月額は、ご提出いただいた個人番号（マイナンバー）を利用して本機構が所得を把握し、算出します。奨学生ご本人様が扶養されていた場合は、奨学生ご本人様と扶養者様の地方税の所得（課税総所得金額）の合計に基づき、2021年10月から2022年9月までの返還月額を算出するためです。

Q. 自己申告書を提出しない場合どうなりますか。

A. 期限までに自己申告書をご提出いただけない場合は、2021年10月から2022年9月まで定額返還方式で算出した返還月額相当額により毎月返還していただきます。

Q. 扶養されていましたが、扶養者の個人番号を提出しない場合はどうなりますか。

A. 期限までにご提出いただけない場合は、2021年10月から2022年9月まで定額返還方式で算出した返還月額相当額により毎月返還していただきます。